USPTO、特許審判部（PTAB）における審判実務ガイドを改定

2025年12月18日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、12月12日、特許審判部（PTAB）における当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）手続に関する審判実務ガイド（Trial Practice Guide）の改定を公表した[1]。今般の改定は、口頭審理の前に事前協議（pre-hearing conference）の実施を義務化するもので、主な内容は以下のとおりである。

＜審判実務ガイド　セクションⅡ.M.（Oral Hearding）＞

- PTABは、当事者の参加を義務付ける形で、事前協議を口頭審理の15日前までに実施する。
- 事前協議の目的は、クレーム解釈や非自明性に係る客観的な根拠など、口頭審理の中で当事者に対して特に説明を求めたい論点について、事前にPTABからガイダンスを提供することにある。
- 事前協議には、当事者が口頭審理において言及したいと考えている論点について、事前に提示する機会を与える意義もある。

この事前協議は、本年10月の運用変更後のPTAB審理開始決定手続[2]に基づき、スクワイヤーズ長官によって審理開始決定がなされた請求について実施されることとなるが、それ以外の場合であっても当事者の要請に基づき実施することが可能とされる。USPTOは、この事前協議の有用性に関して外部からの意見・フィードバックを広く募るとしている。

今般の審判実務ガイドの改定では、ビジネス方法発明に関する暫定的なレビュー制度（Covered Business Method: CBM）が終了したことを受けて、関連記載の削除などの対応も行われている。

なお、USPTOは12月15日、PTAB判断に対する長官レビュー手続についても運用の変更を公表した[3]。これは、連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）の控訴審が係属中であることを理由に管轄権がないとして長官レビュー請求を却下することはできない旨判示された裁判例[4]を踏まえ、長官レビュー請求に対する判断は、CAFCが長官レビューの審理を長官に命じるか否かを判断するまで保留することとしたものである。

（以上）

---

[1] https://www.uspto.gov/patents/ptab/trial-practice-guide
[2] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2025/20251019.pdf
[3] https://www.uspto.gov/patents/ptab/decisions/director-review-process
[4] Yangtze Memory Techs. Co. v. Micron Tech., Inc., No. 26-1110, slip op. at 2 (Fed. Cir. Dec. 9, 2025)など。